

AQHA 馬の登録ガイド

まずはじめに - 登録に際して準備すること

- 種牡馬と種牝馬の両方が AQHA に登録されているか、AQHA に登録された種牡馬と種牝馬から生まれたサラブレッドであること。
- 種牡馬は genetic-trait panel (遺伝的特性登録パネル)と DNA タイプが登録されていること。
- 生まれた仔馬の交配について、Stallion breeding report(スタリオン・ブリーディング・レポート)が提出されていなければなりません。
- 母馬の DNA タイプが登録されていなければなりません。
- 胚移植で仔馬を生産する場合は、
 - 繁殖を行う前に、牝馬は、AQHA の embryo transfer program(胚移植プログラム)に登録されていなければなりません。
 - もし繁殖後、かつ／または出産後に登録となった場合は、ペナルティが課せられます。
 - 複数の胚移植によって生まれた仔馬を登録する場合は、種牡馬の stallion 's breeding report(繁殖報告書)にそれぞれの仔馬について記載しなければなりません。
 - 登録されている種牝馬が仔馬を産んだ場合は、その旨を登録申請書に記載してください。

登録の仕方 - 登録申請書について

- 1. 少なくとも 3 つの異なる名前を記入してください。リザーブしてある名前がある場合は、リザーブした名前を使用することを希望する旨を記載してください。
- 2. ひとつの色にマークしてください。色がわからない場合は、4 枚の写真を用意し、色を記入しないか、色がわからない旨を記入してください。
- 3. 仔馬の性別をマークしてください。
- 4. 仔馬の生年月日を記載してください。
- 5. 仔馬がアメリカ合衆国かカナダで生まれたのであれば、その州と国名を記載してください。もし仔馬がアメリカ合衆国やカナダ以外の国で生まれたのであれば、国名のみを記載してください。
- 6. 出産(胚移植された子馬の場合は交配)時の母馬の記録所有者は、仔馬の登録をする責任があり、登録証には仔馬の登録に責任を負い、登録とともに譲渡される場合でない限り Certificate of Registration(登録証)に当該仔馬の第一所有者として記載されます。
- 7. 繁殖時の種牡馬の所有者は、登録申請書のブリーダー証明書欄に署名するか、それをオンラインで公開しな

ければなりません。

□ 8. 繁殖時の母馬の所有者は、登録申請書のブリーダー証明書の欄に署名しなければなりません。また、繁殖時の母馬の所有者は、種牡馬の所有者が提出した繁殖日によって決定されます。種牡馬の所有者が提出した繁殖日によって決定されます。

□ 9. もし次に記載する条件に仔馬があてはまる場合は、仔馬を登録する前に遺伝子検査で親系統を確認(50ドルのDNA検査)しなければなりません:

- a. 母馬、父馬のどちらかが妊娠時に2歳未満であった場合。
- b. 仔馬が、凍結または冷却して輸送された精液に寄って交配された場合。
- c. 仔馬は胚移植で生まれた場合、
 - ・登録料に100ドルの受精卵移植料が加算されます。
- d. 母馬がAQHAの胚移植プログラムに登録されている場合。
- e. 登録時に仔馬が48ヶ月以上である場合。
- f. 2007年1月1日以降に生まれた仔馬がImpressiveの子孫である場合、40ドルのHYPPテストが必要です。
- g. 妊娠期間が10~12ヶ月以内ではない場合。
- h. 母馬が30日以内に2頭以上の種牡馬に接触した場合。

10. 支払い手続きの前に済ませる必要があります。

11. AQHA Racing Challengeに登録する場合は、これらを適切に記入してください。

12. マーキングの説明と図は、可能な限り記入してください。

- a. 仔馬にマーキングがない場合は、図の上にある「horse has no markings(この馬にはマーキングがありません)」のチェックボックスにチェックを入れます。
- b. 瞳の色が青い場合はその旨を記載してください。
- c. 仔馬に焼印が押されている場合は、焼印が押された場所を記入してください。

13. マーキング図に、説明を文章で記入しないでください。白のマーキングのみをその模様の通りに実線で描き入れてください。